



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://isite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和8年3月18日（水）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 二木 多賀子

労働衛生専門官 大井 範子

（電話）022-299-8839

4機関による「働く世代の健康づくりの推進」のための 連携協定を締結しました。

この度、宮城労働局、全国健康保険協会宮城支部、独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター並びに公益社団法人宮城労働基準協会は、宮城県内の働く世代の健康づくり推進のための連携協定を下記のとおり締結しました。

今後、それぞれの強みを活かしながら相互に連携し、働く世代の健康づくりのための各種取組を推進してまいります。

記

1 締結年月日

令和8年3月18日（水）

2 協定締結者

宮城労働局

局長 松瀬 貴裕

全国健康保険協会宮城支部

支部長 青柳 直志

独立行政法人労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

所長 佐藤 和宏

公益社団法人宮城労働基準協会

会長 阿部 俊徳

3 連携協定の内容

別添1のとおり

4 協定式の様子

別添2のとおり

5 各機関照会先

① 宮城労働局

労働基準部健康安全課（電話 022-299-8839）

健康安全課長 二木多賀子

衛生専門官 大井範子

② 全国健康保険協会宮城支部

企画総務グループ（電話 022-714-6851）

企画総務グループ長補佐 高橋耕平

③ 独立行政法人労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター（電話 022-267-4229）

副所長 岩崎由樹

④ 公益社団法人宮城労働基準協会（電話 022-265-4091）

専務理事 岩渕範好

6 参考資料

① 一般健康診断有所見率の推移

② 宮城県内の労働災害発生状況の推移

③ 働く世代の健康づくりに向けた連携

働く世代の健康づくり推進に向けた連携に関する協定書

厚生労働省宮城労働局（以下「甲」という。）、全国健康保険協会宮城支部（以下「乙」という。）、独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター（以下「丙」という。）及び公益社団法人宮城労働基準協会（以下「丁」という。）は、相互の連携強化を図ることで、働く世代の健康づくりを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁が相互に連携及び協力し、働く世代の健康づくりを推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、産業保健の推進とそれによる健康経営®の普及促進等、次の事項について、連携・協力を図るものとする。

- (1) 健康診断の受診率向上に関する事
- (2) 健康診断結果の有所見率の改善に関する事
- (3) 特定保健指導の実施勧奨及び重症化予防に関する事
- (4) ストレスチェックの推進その他の職場のメンタルヘルス対策の推進に関する事
- (5) 健康宣言事業の拡大に関する事
- (6) 受動喫煙対策に関する事
- (7) 事業所から乙への定期健康診断データ提供の促進に関する事
- (8) 健康診断データ等の分析による課題の抽出・結果の共有に関する事
- (9) 働く世代の感染症予防に関する事
- (10) 働く世代の転倒災害及び腰痛防止に関する事
- (11) 治療と就業の両立支援に関する事
- (12) 丙及び地域産業保健センターの利用勧奨に関する事
- (13) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事
(健康経営®は NPO 法人健康経営研究所の登録商標である。)

（守秘義務）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、前条の連携及び協力の検討又は実施により知り得た相手方の保有する個人情報等を、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又はこの協定に基づく業務の実施以外の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この協定が解約された後においても有効とする。

（協定の見直し）

第4条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の解約）

第5条 甲、乙、丙又は丁のいずれかが、協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義等への対応）

第6条 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月18日

甲 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地
仙台第4合同庁舎
厚生労働省宮城労働局

局長 松瀬貴裕

乙 仙台市青葉区中央4-4-19
アーバンネット仙台中央ビル14階
全国健康保険協会宮城支部

支部長 青柳直志

丙 宮城県仙台市青葉区中央4丁目6-1
SS30 15階
独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター

所長 佐藤和宏

丁 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目5-22
GC青葉通りプラザ5階
公益社団法人宮城労働基準協会

会長 阿部俊徳

4 機関による「働く世代の健康づくりの推進」に向けた連携協定を締結しました。

令和 8 年 3 月 18 日（水）、宮城労働局、全国健康保険協会宮城支部、独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター並びに公益社団法人宮城労働基準協会は、宮城県内の働く世代の健康づくり推進に向けた連携協定を締結しました。

このたびの協定締結により、各機関が相互に綿密な連携を図り、宮城県内の働く世代の健康づくりの各種取組を推進してまいります。

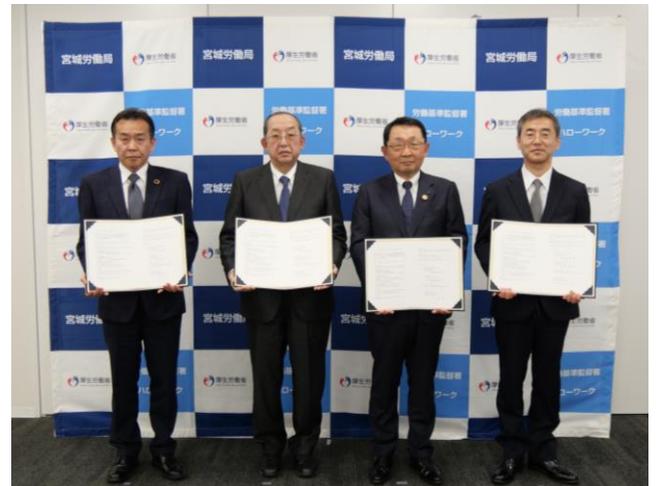
<締結式出席者>

全国健康保険協会宮城支部	支部長 青柳 直志 様
独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター	所長 佐藤 和宏 様
公益社団法人宮城労働基準協会	会長 阿部 俊徳 様
宮城労働局	局長 松瀬 貴裕



署名をする様子

写真左から、青柳支部長、佐藤所長、阿部会長、松瀬局長



写真左から、青柳支部長、佐藤所長、阿部会長、松瀬局長

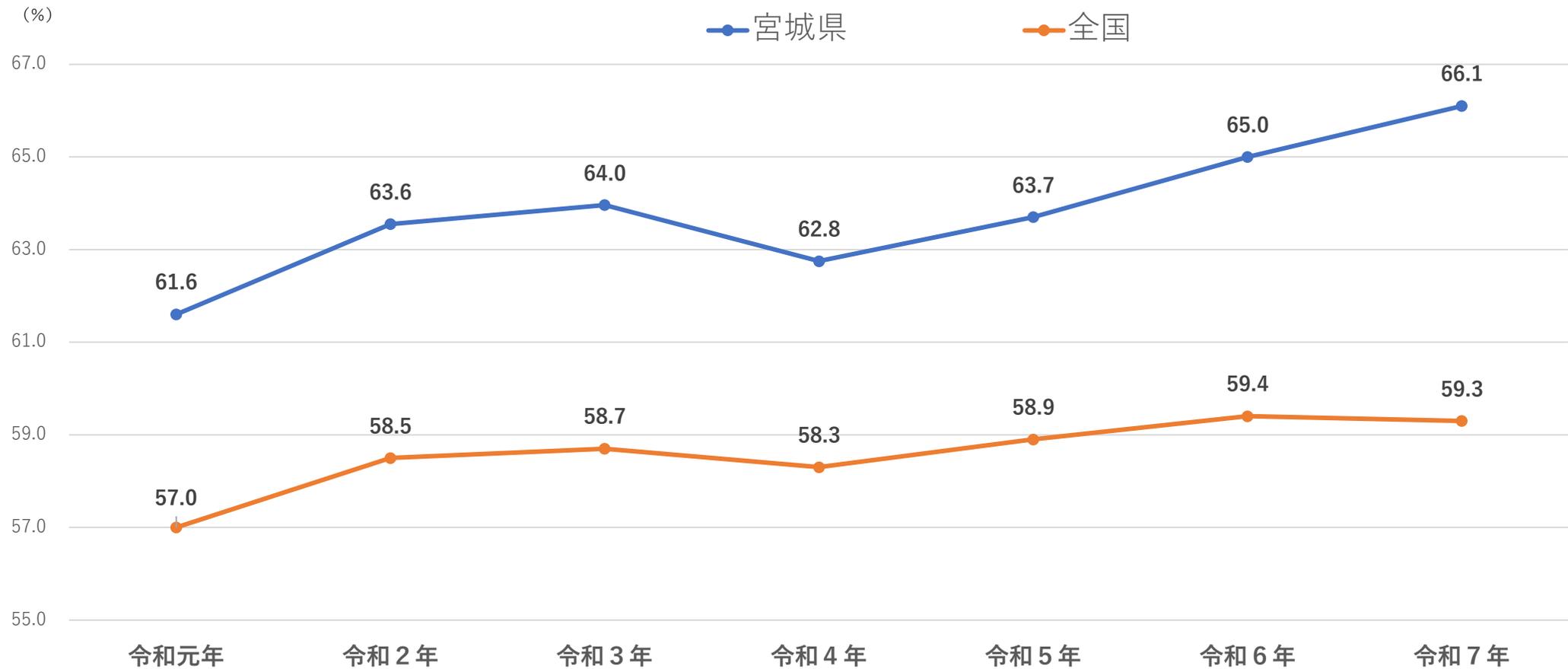
【問い合わせ先】

宮城労働局

労働基準部健康安全課

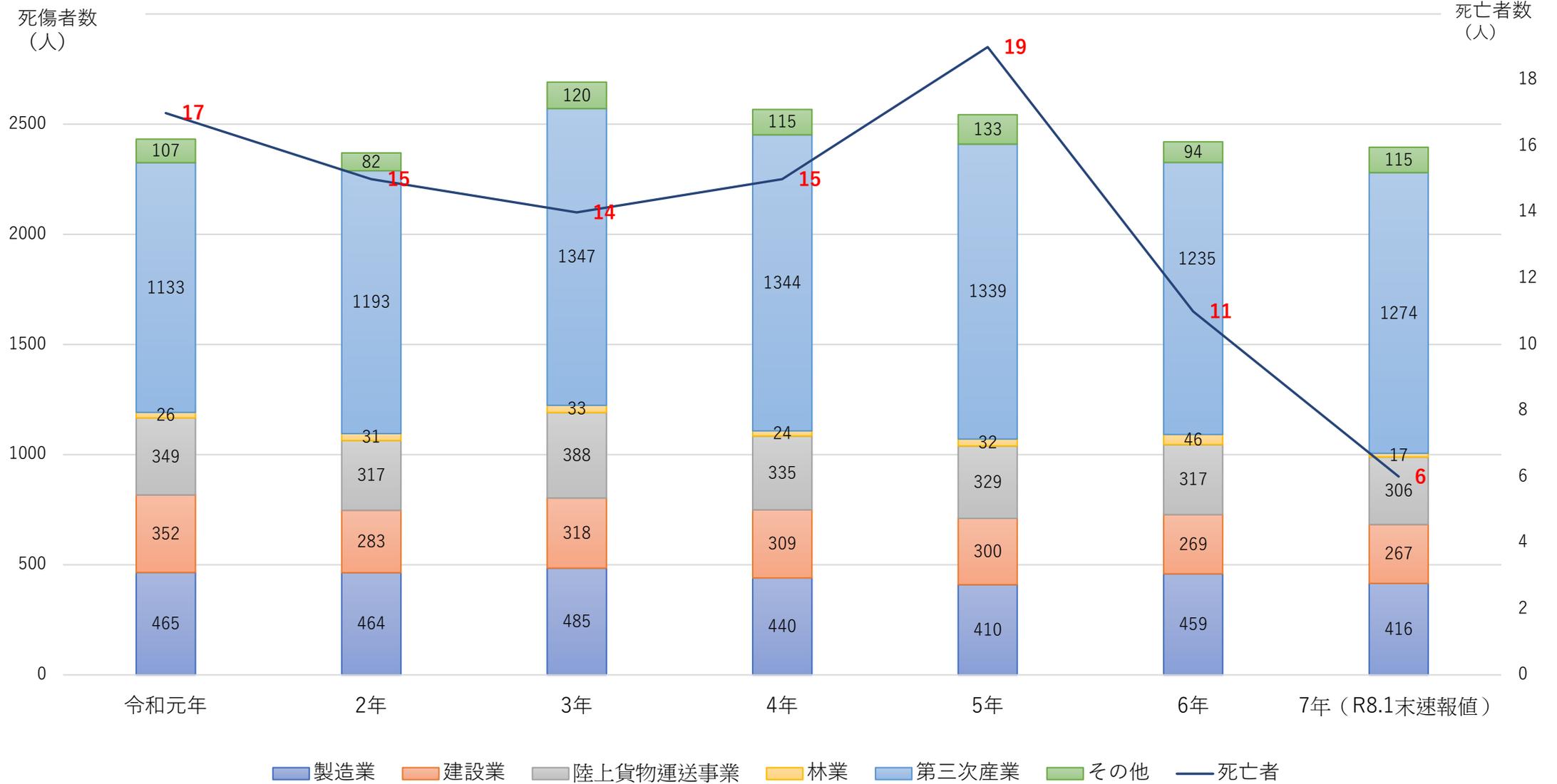
電話 022 (299) 8839

参考資料① 一般健康診断有所見率の推移



(令和7年は速報値) 資料出所：定期健康診断結果報告

参考資料② 宮城県内の労働災害発生状況の推移



資料出所 労働者死傷病報告

働く世代の健康づくり推進に向けた連携

参考資料③

宮城労働局

- 労働局及び各労働基準監督署を配置し、法令に基づく事業所に対する指導、周知啓発の実施
- 二次健康診断給付等の労災保険による支援
- 法令に基づく定期健康診断結果等の情報の蓄積



宮城労働基準協会

- ストレスチェックや健康診断を安価に斡旋
- 心とからだの健康、災害防止、労務管理の講習会を開催
- 社会保険労務士、保健師、産業医、安全衛生コンサル等で構成する労務安全衛生専門家部会（仮）を通じた支援
- 各地域に支部を配置し、支援
- 経営者団体及び会員事業所に対する情報提供

協会けんぽ宮城支部

- 生活習慣病予防健診、人間ドック助成や専門職による特定保健指導等の健康保険による支援
- 健康宣言事業を通じた健康経営を実践する企業の健康づくりに関して事業所カルテ提供といった支援
- 中小企業を中心に多数の加入事業所



宮城産業保健総合支援センター

- 小規模事業者に対する無償での支援（健診結果に対する医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導等）
- 心とからだの健康、災害防止、労務管理の講習会を無償で開催
- 健康保持増進（転倒予防、腰痛予防等）のための職場訪問支援サービス
- 各地域産業保健センターを配置し、支援

